

07 11月は児童虐待防止月間です

▶子育て支援課 ☎ 23-3513

全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。児童虐待は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

虐待の種類 児童虐待は次の4つに分類されます。

●身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、溺れさせる、家の外に締め出す、意図的に病気にさせるなど

●心理的虐待

言葉で脅かす、無視する、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする、子どもが傷つくようなことを言う、子どもの面前での家庭内暴力など

●性的虐待

子どもへの性的行為、性器を触らせる、性的行為を見せるなど

●ネグレクト

乳幼児を家に残したまま外出する、適切な食事を与えない、清潔面の世話をしないなど



愛知県の虐待の内容

愛知県の虐待の内容は、心理的虐待が多く、年々増加しています。これは、家庭内暴力で警察を呼んだ時、子どもにDVを見せたり聞かせたりすることなど(面前DV)が心理的虐待に当たるためです。

愛知県の虐待の内容



心理的虐待について

家庭内でDVがあると児童虐待が同時に行われている場合があります。両者は密接に関係していると言われています。

子どもが直接暴力を受けていなくても、大切な家族の暴力を見たり、暴言を聞いたりすることは子どもの心を非常に傷つけます。



子どもへの主な心理的虐待

自尊心を傷つける言葉を繰り返し使う

無視や拒否的な態度をとる

著しくきょうだい間差別をする



大声や脅しなどで恐怖に陥れる

子どもがDVを見てしまう

心理的虐待の影響

心理的虐待は、子どもの心にさまざまな影響を及ぼします。

- 暴力で問題解決しようとする
- 自分がDVの原因と思う罪悪感や、DVを止められない無力感を感じる
- 他者を信頼できなくなる
- 空想の世界やゲームなどへ逃避する
- 思春期などになってさまざまな問題行動が出る など

子どもの様子がいつもと違うと思ったら、ためらわずに連絡しましょう。皆さんの気づきが虐待の防止につながります。

相談窓口

●田原市役所子育て支援課
☎23-3513 【休日・夜間】☎22-1111

●東三河児童・障害者相談センター
☎(0532)54-6465

児童虐待かも?と思ったら

●児童相談所全国共通ダイヤル
☎189(いちはやく)